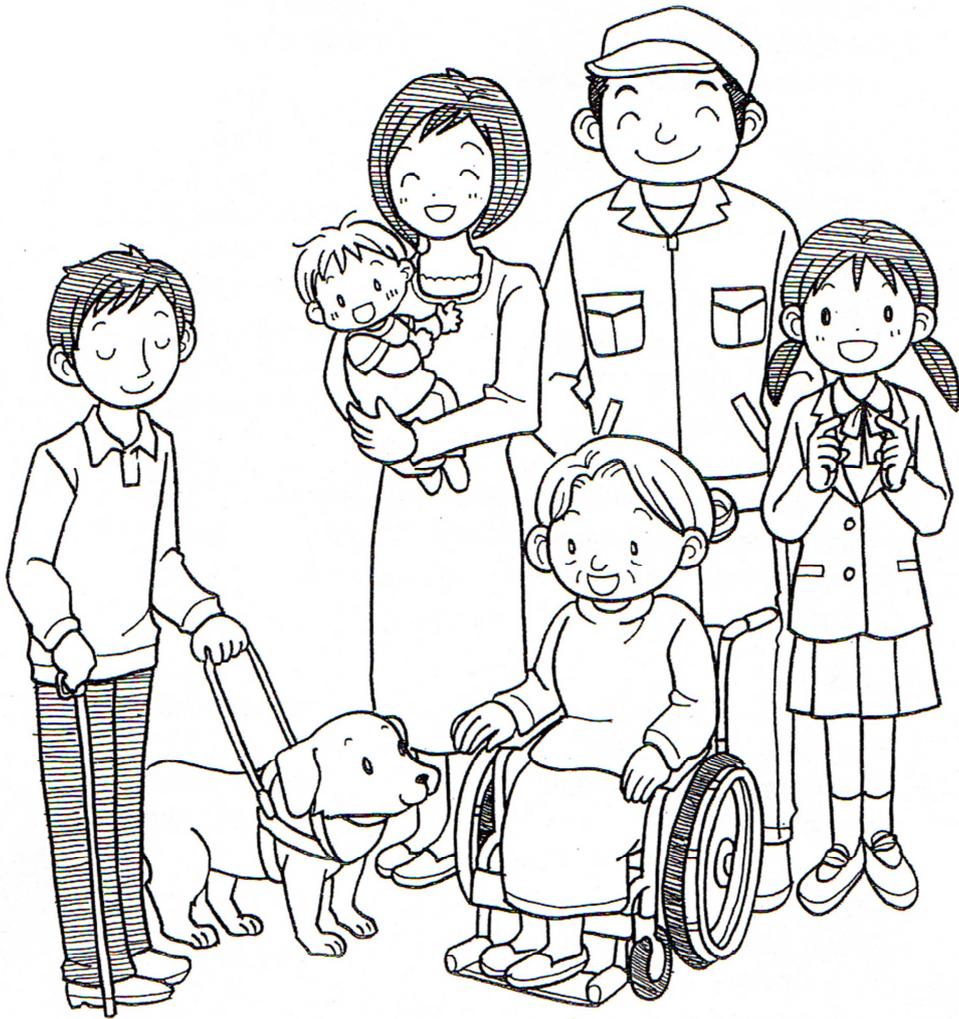


# 伊勢市 地域生活支援拠点 事業ガイドライン



令和6年度  
伊勢市  
伊勢市障害者施策推進協議会自立支援部会

## 目次

1	地域生活支援拠点等とは（国の定義）	3
2	伊勢市における整備の必要性及び本ガイドラインについて	4
3	段階的運用拡大の考え方	5
4	地域生活支援拠点事業（緊急対応機能）の登録の流れ	5
5	地域生活支援拠点事業（緊急対応機能）の具体的な内容	8
6	体験機能	10
7	専門的人材の確保・養成機能	11
8	地域の体制づくり	11
9	将来目指す姿（必要な地域資源等）とそれに向けた取組方針	12
10	災害時への備えについて（個別避難計画の作成など）	14
■	参考資料	16
	（1）地域生活支援拠点チームの活動経過等について	16
	（2）地域生活支援拠点の機能を担う事業所の登録について	18



# 1 地域生活支援拠点等とは（国の定義）

## （1）概要

地域生活支援拠点等（法第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）については、地域において生活する障がい者等（障がい者及び障がい児をいう。）及び地域における生活に移行することを希望する障がい者等（以下「地域生活障がい者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）が、相互の有機的な連携の下で地域生活障がい者等に対する支援の実施を目的とする体制をいいます。

## （2）地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障がい者等の介護を行う者の障がい、疾病等のため、当該地域生活障がい者等に対し、当該地域生活障がい者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障がい者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものです。

①相談	平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
②緊急時の受入れ・対応	短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験の機会・場	障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障がい者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）
④専門的人材の確保・養成等	医療的ケアが必要な者や行強度動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能
⑤地域の体制づくり	地域のさまざまなニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

## 2 伊勢市における整備の必要性及び本ガイドラインについて

伊勢市においては、これまで、親なき後への尽きない不安や、家族介護か施設入所のみになりやすい状況など、この地域に共通する課題の分析を踏まえ、安心して地域で生活し続けられるための仕組みである地域生活支援拠点等の整備の必要性が確認されてきました。

この地域生活支援拠点等の整備のあり方を検討するため、平成29年度から、伊勢市障害者施策推進協議会（以下、「協議会」という。）の自立支援部会において、プロジェクトチーム「地域生活支援拠点チーム（※）」を設置し、当事者・家族会へのヒアリング、支援者へのニーズ調査、市民への報告会などを行いながら、検討を重ねてきました。

地域生活支援拠点チームの活動状況については、16ページ以降に記載しています。チームの一員として参画いただいた委員の皆様をはじめ、自立支援部会や協議会において、貴重なご意見、ご提案をいただきました委員の皆様に、心から感謝申し上げます。

本チームでの検討結果を踏まえた「地域生活支援拠点等整備に係る骨子提案」が平成30年8月に、また、令和元年8月には「自立支援部会地域生活支援拠点チーム検討結果中間報告書」が、協議会より提言されました。

その後、協議会での最終的な協議を経て、令和3年3月に策定した「伊勢市第6期障がい福祉計画」において、「5つの機能による『面的整備型』の地域生活支援拠点等事業」としての整備を明示し、事業の推進を図っていくこととしました。

この、地域生活支援拠点等事業を推進していくには、地域の皆さんの参画や協力が不可欠です。

本ガイドラインは、この考え方に基づき、伊勢市と関係機関がしっかりと連携し、共通認識を持ちながら、役割分担を行い、円滑な連携が図れるよう取りまとめたものです。

なお、本ガイドラインは、今後、協議会での事業の検証結果などを踏まえ、随時見直しを行っていきます。

### ■伊勢市が「面的整備型」とした理由

- この地域には、これまで培われてきた専門性、「強み」を持った複数の事業者が存在し、その「強み」を活かした事業者間の連携により総合的な支援が実施できる
- 各事業者の負担の分散を図ることができる
- 利用者と信頼関係のある支援者の「強み」を活かし、個々の特性や状況に応じた緊急対応等を行うことで、地域全体の支援の質の向上につながり、その他様々な地域課題への対応力の醸成につながる

### 3 段階的運用拡大の考え方

地域生活支援拠点等事業については、機能を担う事業者の届出を待つのでなく、地域と一緒に作っていくことが重要であるため、運用については、不足する地域資源の整備状況に合わせ、段階的に拡大していくこととします。

障がいのある人が安心して地域で暮らし続けるためには、緊急事態の発生を未然に予防することが必要となります。また、緊急事態が起こってしまった際に困らないように、事前に緊急時の対応が想定されていることが大切になります。

障がい者計画策定に際し、令和2年度に実施した障がいのある人へのアンケートでは、「生活していくうえで困っていること」として、「急に体調が悪くなった時の対応」や「緊急時の対応」が最も多く、現に、各事業所による緊急時の駆けつけなど、多く対応いただいていることから、まずは、地域において生活する障がいのある人に対し、「相談」と「緊急受け入れ・対応」の機能の運用を優先的に進めていきます。

それぞれの機能において、段階的な運用開始とする項目についても、「将来目指す姿（必要な地域資源等）とそれに向けた取組方針」を明確にしながら、協議会等における評価検証を重ね、これら課題解決に向けた取り組みを着実に進めていきます。

### 4 地域生活支援拠点事業（緊急対応機能）の登録の流れ

緊急時に支援が見込めない世帯（※以下（1）②【事前登録の対象】）にある障がいのある人を事前相談により把握し、緊急時には事前登録制による対応を行います。

#### （1）登録相談

##### ① 相談受付・周知

緊急時に支援が見込めない障がいのある人及びその家族等（以下、「登録希望者」という。）で、事前登録を希望する場合は、計画相談支援事業所（利用していない場合は、伊勢市障がい者地域相談支援センター（以下、「地域相談支援センター」という。))にあらかじめ登録相談を行います。

また、計画相談支援事業所や地域相談支援センター等の支援関係者は、登録の必要性が高い方やそのご家族に対して、拠点事業の周知説明を行い登録を促します。

##### ② 事前登録対象の確認

登録相談を受けた計画相談支援事業所は、登録希望者の生活状況や障がい状況、想定される緊急事態などを聴き取り、地域相談支援センターのコーディネーターに伝えます。地域相談支援センターのコーディネーターは計画相談支援事業所とともに、事前登録内容を確認します。



**【事前登録の対象】 障害者総合支援法に規定する障がい者及び障がい児**

**事前登録の対象者（緊急時のリスクが高い世帯）**

- ① 市内の居宅において、単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある人
- ② 市内の居宅において、介護者等や本人の緊急時に、他の支援が見込めず生活困難になる可能性のある人
- ③ ①②に準ずる人で市長が必要と認める人

**緊急時とは**

以下の理由により、日常の生活が緊急一時的に困難となり支援が必要な時

- ① 障がいのある人本人の障がい特性等による状態や状況の悪化
- ② 介護者の病気等による不在や介護困難
- ③ ①②に準ずる状況で市長が必要と認める時（兄弟や祖父母の病気等）

**（２） 事前登録対応等の検討**

計画相談支援事業所と地域相談支援センターのコーディネーターは協力しながら、登録希望者が上記「（１）登録相談」において事前登録対象となった場合には、事前登録対応等の検討・調整、伊勢市地域生活支援拠点事業事前登録シート（以下、「事前登録シート（※）」）の作成を下記の流れで行います。

※事前登録シートとは・・・

A（登録者情報）とB（緊急時支援計画）の2枚で構成されています。

**① 事前登録対応等の検討**

計画相談支援事業所は、現状の問題点と本人が目指す地域生活を聞き取ったうえで、登録希望者に起こりうる障がい特性等に基づく地域生活上の緊急事態を想定し、地域相談支援センターのコーディネーターと協力しながら、本人が目指す「安全・安心な地域生活の構築」と「事前登録対応等の内容」について検討します。

**【事前登録対応等の検討】**

- （ア）安全・安心な地域生活の構築
- （イ）事前登録対応等の内容
  - 具体的な緊急時の想定、頻度等
  - 緊急対応の具体的な方法

## ② 事前登録対応等の調整

計画相談支援事業所と地域相談支援センターのコーディネーターは協力しながら、検討した内容について、緊急時対応を担う事業所等と対応可能か調整します。

事前登録シートを仮作成した上で、登録希望者、各機能を担う事業所等へ提示し、詳細について確認を行い、支援体制を構築してください。

## (3) 登録申請

上記(2)事前登録対応等の検討に目途がいたら、登録希望者に対し、計画相談支援事業所と地域相談支援センターのコーディネーターが連携しながら、登録申請と必要な障害福祉サービスの利用申請をするよう促します。登録希望者は、「伊勢市地域生活支援拠点事業利用登録届」(以下、「事前登録申請書」)等を市に提出します。

## (4) 事前登録シートの作成・提出

計画相談支援事業所は事前登録シートを作成し、以下の手順で事前登録シートを市へ提出します。

### ① 事前登録シートの作成

上記「(2) ②事前登録対応等の調整」の確認が終わったら、事前登録シートを作成します。

なお、事前登録シートはA(登録者情報)とB(緊急時支援計画)で構成されており、調整した緊急時対応等の内容を記載します。

### 【事前登録シート】

#### 事前登録シートA(登録者情報)

登録希望者の基本情報、本人が目指す地域生活などを記載します。  
なお、登録者情報(アセスメント)は利用中のサービス事業所からアセスメント用紙の提供を受けることで補足することも可とします。

#### 事前登録シートB(緊急時支援計画)

本人・家族が想定する緊急事態や、緊急時の対応の方法・支援先などをできるだけ簡潔・具体的に記載します。

## ② 地域相談支援センターのコーディネーターによるチェック

計画相談支援事業所と地域相談支援センターのコーディネーターは、検討・調整した内容について、記載漏れが無いか確認します。

## ③ 支援内容の確認

地域相談支援センターのコーディネーターは、障害福祉サービスやその他地域資源、登録希望者の順で、事前登録シートの記載内容の確認をしてもらいます。

#### ④ 事前登録シートの提出

地域相談支援センターのコーディネーターは、すべての確認が済んでから、計画相談支援事業所に伝えたくて、事前登録シートを市へ提出してください。また、登録者、各事業所等へも事前登録シートの写しを送付します。

#### (5) 災害時「個別避難計画」の作成・提出

登録希望者が災害ハザード地域に居住する場合は、上記(1)以降の流れにおいて、伊勢市避難行動要支援者制度の「防災ささえあい名簿」への登録及び「個別避難計画」の作成を勧奨します。本人等の同意が得られたら、同意書を受理するとともに、「個別避難計画」を作成し、市へ提出します。

#### (6) 登録

市は、提出された事前登録申請書及び事前登録シート並びに個別避難計画の内容を確認したうえで、登録番号・登録期間を定め登録します。

## 5 地域生活支援拠点事業（緊急対応機能）の具体的な内容

### ① 緊急相談支援

緊急時に相談支援や以下の緊急対応のコーディネートを行う。

- 常時の緊急相談受付や、緊急対応マネジメント、緊急対応後終結マネジメント等を行う。
- 24時間365日の対応とする。
- 平日は計画相談支援事業所や地域相談支援センター、休日夜間等は地域相談支援センター（計画相談支援事業所において24時間連絡体制を確保している場合を除く）、基幹相談だけでなく、市の関係部署も含め、関係機関による協力体制にて対応する。
- 事前に作成した「事前登録シートB（緊急時支援計画）」に基づき、他機関・他分野と連携できるように事前に役割分担や連携を確認しておく。
- 緊急対応後終結マネジメントについては、計画相談支援事業所・地域相談支援センター・基幹相談だけでなく、市の関係部署も含め、関係機関による協力体制にて進める。

### ② 緊急駆けつけ支援

緊急時に駆けつけ、状況把握、可能な緊急対応、次の対応へのつなぎ等を行う。

- 上記の①緊急相談支援からの依頼で、原則「事前登録シートB（緊急時支援計画）」に基づき、緊急時に駆けつけ、状況確認や初期対応、短期入所（機能を担う）事業所等への送迎、短期入所先での初期見守り等を行う。
- 原則「事前登録シートB（緊急時支援計画）」で役割分担した支援員（サ

ービス種別に関わらず通常時に利用しているサービス事業所の職員など)等が担う。

- 緊急駆けつけ支援等を実施した場合、緊急時支援費を支給する。

### ③ 緊急ヘルパー支援

緊急事態に応じてヘルパー支援を行う。

- 上記①緊急相談支援からの依頼に応じ、原則「事前登録シート B（緊急時支援計画）」に基づき、次の対応につなぐためのヘルパー支援の提供や、緊急短期入所等の環境変化が合わない人等への在宅継続のための支援等を提供する。
- 人員は、地域生活支援拠点の機能を担うヘルパー事業所が担う。
- 緊急駆けつけ支援等を実施した場合、緊急時支援費を支給する。

### ④ 緊急訪問看護

緊急事態に応じて訪問看護や医療的なアドバイス等を行う。

- 上記①緊急相談支援からの依頼に応じ、原則「事前登録シート B（緊急時支援計画）」に基づき、緊急訪問看護を提供したり、事前に個別の緊急リスクの整理や緊急対応のあり方を整理したり、医療的アドバイスや福祉施設等へのフォロー等を提供する。
- 拠点の機能を担う事業所による通常契約での対応を基本とする。
- 緊急駆けつけ支援等を実施した場合、緊急時支援費を支給する。

### ⑤ 緊急短期入所等

緊急事態に応じて短期入所サービス等を提供する。

- 上記①緊急相談支援からの依頼に応じ、原則「事前登録シート B（緊急時支援計画）」に基づき、一定期間の生活場所や生活支援を提供する。
- 地域生活支援拠点の機能を担う事業所（短期入所、グループホーム、高齢者施設等）が担う。
- 事前登録時に、障がい特性等を踏まえて緊急短期入所事業所を選定し、事前に利用しておく。
- 空床は居室でなくとも、緊急時に居室転用できれば良いこととする。
- 人員は、原則拠点の機能を担う事業所内で確保することとするが、最終的には初期受入時のみ、駆けつけ支援員によるフォローを行う場合もある。
- 緊急一時的な宿泊受け入れを実施した場合、緊急ショートステイ支援費を支給する。
- 緊急対応後、速やかに、計画相談支援事業所、地域相談支援センター、基幹相談、市、関係機関等が一丸となって終結マネジメントを調整する。

## 6 体験機能

施設や親元からグループホームや一人暮らし等へ、自身の希望に応じ生活を移行するための生活体験をする機能

### (1) 対象者像

- ① 施設・病院等から地域生活へ移行をする人
- ② 親元等から自立をする人
- ③ グループホームから単身生活へ移行をする人
- ④ 自宅（家族と同居中）で家族以外の第3者の支援を利用する体験をする人

### (2) マネジメント

計画相談支援事業所利用者	計画相談支援事業所が中心
計画相談支援事業所未利用者	地域相談支援センターが窓口となり、計画相談支援事業所へ原則移行

### (3) 体験機能の具体的な内容

#### ① グループホーム利用体験

グループホームの利用体験を提供する。

- グループホームでの、一定期間の生活体験や必要な支援の利用体験を提供する。
- 拠点の機能を担う事業所のグループホーム新規募集等情報を公開し、体験利用を促進する。
- 拠点の機能を担う事業所ごとに、障がい特性での分担を行う。

#### ② ヘルパー利用体験

ヘルパーの利用体験を提供する。

- 自宅（家族同居を含む）や体験先（一人暮らし体験、グループホーム利用体験）にて、ヘルパー利用体験を提供する。
- 体験先での利用は、事前に自宅等で通常利用したうえで、体験先でも利用とする方が望ましい。

#### ③ 短期入所等利用体験

短期入所の利用体験を提供する。

- 特別な環境が必要な人（行動障害・医療的ケア等のある人）の生活体験先として、居住系施設等での短期入所利用体験を提供する（緊急時受け入れへの事前利用も含め、地域生活を支援するという前提）。
- 拠点の機能を担う事業所ごとに、障がい特性での分担を行う。
- 伊勢市重度障がい者支援事業所運営補助金（短期入所サービス等において、障害支援区分5及び6の重度障がい者を支援する事業所に対する市

単独の補助制度)を活用する。

④ 日中活動利用体験

日中活動の利用体験を提供する。

- 現状通常に行われている正式利用等を見据えた体験利用にて提供。

⑤ 訪問看護利用体験

体験先での訪問看護の利用。

## 7 専門的人材の確保・養成機能

協議会と連携し、必要な人材の確保・養成を計画的に実施する。

(1) 人材確保・養成

協議会の自立支援部会(重点テーマ「人材確保・養成」会議など)による取り組みを進める。

(2) 実施体制

市や基幹相談、地域相談支援センター(コーディネーター)が連携・分担し、人材確保・養成の啓発・研修等を実施する。

## 8 地域の体制づくり

協議会と連携し、地域の社会資源の提供体制の確保や、社会資源の連携体制の構築等を行う。

(1) 地域連携の機会、機能充実に向けた検証

緊急対応事例の共有会や検討会、伊勢市地域生活支援拠点等事業の活動報告会等を継続して開催する。

協議会(自立支援部会)において、伊勢市地域生活支援拠点等事業の運用状況を検証し、以下、「9 将来目指す姿(必要な地域資源等)とそれに向けた取り組み方針」に従い、拠点機能の充実につなげていく。

(2) 実施体制

面的機能を強化するため、市や基幹相談、地域相談支援センター(地域生活支援拠点コーディネート業務)が連携・分担し、実施する。

## 9 将来目指す姿（必要な地域資源等）とそれに向けた取組方針

### (1) 緊急対応機能

#### ① 緊急相談支援

- ・毎日複数の相談員が対応できる体制とする。
- ・相談員の待機場所の自宅等から事前登録者の情報等を閲覧できるシステムを構築する。
- ・拠点の機能を担う事業所等と常時連絡が取れる緊急連絡網を作る。

#### ② 緊急駆けつけ支援

- ・全サービス種別の通常時利用サービス事業所の支援員が担う。
- ・この緊急駆けつけ支援を、「地域定着支援」や「自立生活援助」のサービスとして実施できるよう、計画相談支援事業所員等を増加させる。

#### ③ 緊急ヘルパー支援

- ・拠点の機能を担う事業所による1日数事業所の輪番制とする。
- ・輪番制の実働に対し、十分な報酬支給等を検討する。なお、報酬額は、早朝夜間休日や障害支援区分等に応じた適切な額とする。
- ・契約の無い方への緊急ヘルパー支援は、通常時利用事業所と連携して行えるようにする。
- ・ヘルパー従事者の増加を図る。

#### ④ 緊急訪問看護

- ・事前登録時にリスクの整理や緊急対応のあり方を訪問看護とともに協議する仕組みを作る。
- ・緊急事態に備えて、通常時は訪問看護が不要な方への独自制度での訪問看護による見守りの介入の仕組みを作る。
- ・緊急対応等を行う福祉施設等へ出向いて訪問看護を提供できる仕組みを作る。
- ・訪問看護が、緊急対応時に、他の支援者に医療的対応のアドバイスを行える仕組みを作る。

#### ⑤ 緊急短期入所等

- ・医療的ケアのある人の受け入れは、市内の医療機関や老人保健施設、圏域での調整等を含めて確保する。
- ・緊急短期入所等の施設へ訪問看護がフォローに入れるようにする（④緊急訪問看護と同様）。

#### ⑥ 情報集約場所、最終的宿泊場所

- ・緊急対応時に支援者等が集まれる場所とともに、緊急短期入所、緊急駆けつけ支援での預かり宿泊等が確保困難な場合の最終的宿泊場所があることが望ましい。

## (2) 体験機能

### ① 一人暮らし体験

- ア アパート等での一人暮らし体験を提供する。
- ・アパート等の部屋で、一定期間一人暮らし体験をする生活体験と、同時にヘルパーや訪問看護等の一人暮らしに必要な支援の利用体験を提供する（旧「三重県自立生活応援事業」のイメージ）。
  - ・一人暮らし体験用居室について、可能な限りバリアフリー等の障がい配慮し、市営住宅や空き家等を活用し、利用者が安価に利用できるように確保する。
- イ グループホームでの一人暮らし体験を提供する。
- ・グループホームから一人暮らしへの移行促進を図るため、グループホーム利用者がアパート等の部屋でグループホームの支援を利用しながら、単身生活を送るサテライト型グループホームを整備する。
  - ・慣れたグループホーム職員による支援にて、単身生活移行への不安等の軽減を提供する。

### ② グループホーム利用体験

- ・体験のみが目的で利用できる仕組みを構築する。
- ・体験室の確保について、現状の新規利用者募集時に体験利用が可能という新規募集型に加え、緊急時利用も含めたグループホームへの短期入所併設型等による常時確保を行う。
- ・障がい者の重度化・高度化に対応できるグループホームの新たな類型であり、短期入所の併設を必置とする「日中サービス支援型共同生活援助」の整備を促進するため、既存の運営法人や新規開設予定の法人等に対し勧奨を行う。
- ・体験時に、グループホーム職員以外に訪問看護等の専門的な支援が必要な場合、訪問看護が自宅外のグループホームへ訪問できるような仕組みを検討する。

### ③ ヘルパー利用体験

- ・ヘルパー従事者の増加を図る。

### ④ 短期入所等利用体験

- ・短期入所サービス事業所の不足に対し、障害福祉計画に基づき、整備等を進め、体験利用枠の拡大を図る。
- ・訪問看護による施設等看護師へのバックアップを提供する（以下、⑥訪問看護利用体験再掲）。

### ⑤ 日中活動利用体験

- ・報酬算定の対象でない長期の体験利用が必要となる場合、費用負担のあ

り方を検討する。

#### ⑥ 訪問看護利用体験

- ・体験先（一人暮らし体験、グループホーム利用体験）にて、訪問看護の利用を提供する。また、短期入所利用体験においても、施設等看護師へのバックアップを提供する（緊急受け入れに備えた事前短期入所利用時を含む）。
- ・医師意見書に基づく利用のため、体験前から通常利用を踏まえた体験先での利用が基本となる。
- ・訪問看護が、体験先での報酬算定が困難である場合、費用負担のあり方を検討する。

## 10 災害時への備えについて（個別避難計画の作成など）

市では、障がいのある人など災害時の避難に支援を要する人（災害時避難行動要支援者）について一人でも多くの命を救うために、お一人おひとりの状況に合わせて「どこへ」「誰と」「どのように」避難するのかなどといった避難の計画「個別避難計画」の作成を進めています。

日頃から本人の状況等をよく把握しており、信頼関係を築かれている相談支援専門員の皆様のご協力が必要であると考えております。

皆様には、日々の業務でご多忙であると存じますが、緊急時のみならず災害時への備えとして「個別避難計画」の作成についてご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

災害時「個別避難計画」の作成などご協力いただいた場合、以下のとおり伊勢市独自の報酬を請求していただけます。

※詳細は、伊勢市個別避難計画作成マニュアルをご覧ください。

#### ◆災害時支援に係る市単独補助

事業名	内容	給付費単価
個別避難計画の作成	緊急連絡先、避難場所、実際に避難支援していただく方（避難支援等実施者）、避難に際し必要な支援などを記載する「個別避難計画」を作成する。	3,000円/人
個別ケース会議出席	避難支援等実施者が近隣にいないなど福祉専門職及び本人・家族等だけで個別避難計画を作成できない場合、個別ケース会議を開催し、必要な支援、避難方法等を協議、検討し、その結果を個別避難計画に反映する。 ※ 必要に応じて開催となりますので、個別ケース会議の開催が必要な場合には、担当課までご連絡をお願いします。	3,500円/日

事業名	内容	給付費単価
個別避難計画の検証(避難訓練等)	作成した個別避難計画の実効性を検証するため、実際に避難経路の確認や避難方法等を確認する。 検証後、課題を話し合い、必要に応じて計画を見直す。	2,100 円 / 時間

※伊勢市地域生活支援拠点の機能を担う事業所以外でも請求いただけます。

※個別避難計画などの様式は、市ホームページに掲載しています。

伊勢市 避難行動	検索
----------	----




## ■参考資料

### (1) 地域生活支援拠点チームの活動経過等について

#### ① 地域生活支援拠点チーム委員一覧

委員氏名	事業所名	法人名	分野
嶋垣 智之 氏 竹澤 尚美 氏 (H31.4~)	伊勢市生活サポートセンター「あゆみ」	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会	地域福祉
岡田 まり 氏			
大松 真由美 氏	訪問看護ステーションほたるいせ	株式会社ジェネラス	訪問看護（三重県訪問看護ステーション連絡協議会）
島崎 秀子 氏 (~R2.3)	伊勢地区医師会訪問看護ステーション	伊勢地区医師会	
直江 敦代 氏	伊勢第二指定居宅介護事業所	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会	居宅介護
工藤 壮登 氏	GHIいせ	社会福祉法人四季の里	グループホーム
奥村 比呂美 氏 谷 隆太 氏	かすみ草 二見生活介護支援センター潮音	特定非営利活動法人暖家 社会福祉法人伊勢亀鈴会	生活介護 短期入所・生活介護
黒田 伸 氏 竹内 光陽 氏	済美寮 ふらっと	社会福祉法人三重済美学院	施設入所支援・グループホーム
森見 典子 氏	いっぽ		
		社会福祉法人三重済美学院	計画相談支援事業所支援

#### ② 地域生活支援拠点チームの活動経過

日付	会議名	内容
H29.4.27	第1回チーム会議	チームメンバー、チーム目的と今後のスケジュールの確認
H29.6.18	研修会 第2回チーム会議	研修を受けて、地域生活支援拠点整備のポイントについて意見交換
H29.8.16	第3回チーム会議	今後のスケジュール、ニーズ調査について検討
H29.10.13	第4回チーム会議	ニーズ調査結果の分析
H29.11.16	第5回チーム会議	ニーズ調査結果の情報共有と分析
H29.12.21	第6回チーム会議	再度、今後のスケジュールを確認。先進地事例を参考に、議論の優先順位（5つの機能）を検討
H30.1.25	第7回チーム会議	相談機能について検討、報告会の開催内容
H30.2.22	第8回チーム会議	緊急対応機能について検討、報告会の開催内容
H30.3.8	報告会	第1部 市民・関係者対象 第2部 関係者対象
H30.3.22	第9回チーム会議	体験機能について検討
H30.4.19	第10回チーム会議	人材機能について検討
H30.5.31	第11回チーム会議	地域づくり機能について検討
H30.6.21	第12回チーム会議	整備骨子について検討

H30.8.30 地域生活支援拠点の整備にかかる骨子提案

日付	会議名	内容
H31.1.18	第1回チーム会議	骨子提案後のチーム再開確認
H31.2.8	報告会・連携会議	伊勢市障害者施策推進協議会への地域生活支援拠点整備骨子 提案内容等を報告
H31.2.14	第2回チーム会議	これまでのチーム議論の振り返り 等
H31.3.14	第3回チーム会議	緊急対応事例から見える拠点整備に必要なこと等の検討
H31.4.18	第4回チーム会議	拠点相談機能、緊急対応（駆けつけ支援）、コーディネーター等の具体的検討
R1.5.16	第5回チーム会議	緊急対応（駆けつけ支援、訪問看護、SS）等の具体的検討
R1.6.13	第6回チーム会議	緊急対応（居宅介護）、コーディネーター等の具体的検討
R1.7.4	サービス事業所等連携会議	サービス事業所等との地域生活支援拠点チーム・自立支援部会の検討状況の報告および検討テーマの意見交換
R1.7.10	第7回チーム会議	「自立支援部会地域生活支援拠点チーム検討結果中間報告書」まとめ

令和元年8月 検討結果中間報告

日付	会議名	内容
R1.10.2	第1回チーム会議	施策推進協議会への報告状況共有、今後のチーム会議のあり方検討
R1.11.6	第2回チーム会議	障がい福祉課から現状の整備状況報告、行政との連携について行政への質問を協議
R2.2.6	第3回チーム会議	チームの活動の方向性検討、各サービス事業所等との意見交換会のあり方について検討
R2.3	中止	新型コロナウイルス感染症の影響等によりチーム会議中止
R2.6.16	第4回チーム会議	チームの活動の方向性検討、最終提言書の内容について検討
R2.7.9	第5回チーム会議	最終提言書について最終検討

令和2年8月 検討結果最終提言

## (2) 地域生活支援拠点の機能を担う事業所の登録について

### ① 事前協議

以下の項目等について事前に協議いたしますので、市高齢・障がい福祉課へご連絡ください。

- 市における地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- 実際に支援を行う場合の連携方法等
- 拠点関係機関との連携担当者（計画相談支援及び障害児相談支援を除く）

### ② 市への届出

上記の事前協議により市との合意形成が図られた事業所については、三重県（計画相談支援及び障害児相談支援については、伊勢市役所 福祉監査室）に対する加算の届出に先立ち、市高齢・障がい福祉課に対して、「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書（別紙）」を提出する。

※事前に運営規程の変更が必要です。

（参考）運営規程追加項目の記載例

各事業所の実態に応じて、(1) から (4) のうち、実際に担う機能を記載してください。

追加項目の記載例
(地域生活支援拠点の機能を担う事業所) 第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第百十六号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。 (1) 相談 緊急時に支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。 (2) 緊急時の受け入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。 (3) 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する。 (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した、障害者に対して、専門的な対応を行う事ができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う。 (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

### ③ 市からの通知

市は、事業所から提出された届出書を確認し、当該事業所を地域生活支援拠点等に位置付けた旨の通知を行う。